

ポブベっくのやさしい投資信託

第6回 投資信託の仕組み

前回まで、投資信託のメリットについて解説してきました。投資信託の本を読んだり、投信の販売に関わる人に聞くと必ず、「リスクがある」という事を強調して言われます。しかし、「リスクがある」ことばかり強調されてしまった結果、投資信託の良さを知らずに、投資信託から目を背けてしまう人も多いのではないのでしょうか。そんな事を懸念して、「ポブベっくのやさしい投資信託」では、投資信託のメリットを、最初に解説する事にしました。今回からは投資信託の仕組みを解説します。投資信託の基本となる事が多いので、しっかりと頭の中に叩きこんでください。

(3) 投資信託の仕組み

投資信託に関わる会社

「投資信託」というと、難しく感じるかもしれませんが、仕組みは至って簡単。投資信託を販売する会社（証券会社や銀行等） 投資信託を運用する会社（投資信託委託会社） 投資信託の財産を管理する会社（信託銀行）の3社によって成り立っているのです。

あなたが、投資信託を販売会社から購入したとしましょう。そのお金は、すぐに信託銀行に振り込まれ、そこで管理されます。そして、そのお金で何を買うか、何を売るかを指示するのが、投資信託委託会社なのです。

3つの会社の役割

運用する会社（投資信託委託会社）と管理する会社（信託銀行）が分かれていることで、基準価額を計算する際に、相互チェックをしているのです。相互チェックは、基準価額の間違いをなくします。一般的な仕事でも、チェックは別の人にやってもらった方がミスの発見は容易ですよね。また、相互チェックによって、投資信託委託会社が、基準価額を誤魔化して自分の会社のも

のにするといったことも出来ないようになっているのです。

資産を管理する会社と運用する会社が別々になっていると言う事は、投資信託が、非常に安全な商品である事をも示しています。安全と言っても、「元本が割れない」ということではありません。投信を販売する銀行や証券会社が投資信託に集まった資金を自分の会社の金庫に持っているわけではありませんから、それを借金の返済に充てる事は出来ないのです。投資信託は、販売会社と運用会社のいずれが破綻したとしても、実質的な損害を被るわけではないと言う意味において、安全な商品なのです。

法律上の扱い

投資信託は投資信託法という法律によって規制されているのですが、この法律は信託法を上位法としているのです。つまり投信は投資信託法と信託法の両方を守らなければならないということになります。そしてその信託法の第十五条には、「ファンドの資産を、証券会社や投信委託会社、そして信託銀行の資産と全く別のものとして管理する」と書かれているのです。言い換えると、販売会社や投信委託会社、信託銀行のいずれが破綻したとしてもファンドの資産を販売会社、信託銀行、投信委託会社の負債弁済のために使うことはできないのです。

破綻の影響は本当に無いのか

と で、販売会社や信託銀行が破綻しても、投資信託は安全であるということがご理解いただけたと思います。でも、本当に販売会社の破綻の影響を受けないのでしょうか？

投信の基準価額は全て、日々の時価で計算されています。株式型であれば保有株式の時価で計算されますし、公社債型は債券の時価で評価されます。そうすると、販売会社の破綻により株式市場が混乱すれば、当然株式に投資しているファンドはその影響を受けるでしょう。また、銀行や証券会社が破綻し発行しているコールやCPがデフォルトとなれば、債券型の投資信託で

も大きな影響を受けるかもしれません。ただ、投資信託の場合、関係会社の資金繰りにファンドの資金が使われないようにとの規制があるのです。例えば、A投信会社が、業務上関係の深いA証券会社にコール資金を出すことはありませんし、株式についてもB投信会社がファンドの中に、同じく関係の深いB証券会社株やC信託銀行株を組み入れることはできないのです(インデックスファンドは例外)。すなわち、運用上においても、販売会社の経営破綻の影響というのは非常に軽微なのです。